訓　令

○法務省訓令第１号

検　事　総　長
検　　事　　長
検　　事　　正

検察庁事務章程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年４月６日　　法務大臣　小川　敏夫

検察庁事務章程の一部を改正する訓令

検察庁事務章程（昭和60年法務省訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第10条中第２項を削り、第３項を第２項とし、第４項から第８項までを一項ずつ繰り上げ、同条第９項中「第７項」を「第６項」に改め、同項を同条第８項とし、同条第10項を同条第９項とする。

第22条第１項中「671人」を「680人」に改める。

別表第１最高検察庁の項中

総　務　部 刑　事　部 公　安　部 公　判　部

を

総　務　部 監察指導部 刑　事　部 公　安　部 公　判　部

に改める。

別表第２総務部の項の次に次のように加える。

監察指導部	１　検察庁における予算の執行、職員の服務及び倫理についての監察並びにこれに基づく指導に関すること。 ２　前号に掲げるところのほか、事務監査に関すること。 ３　組織運営に関する調査及びこれに基づく指導に関すること。 ４　前３号に関連すること。

別表第３最高検察庁の項中

総　務　部	企　画　調　査　課 検　　務　　課 情報システム管理室

を

総　務　部	企　画　調 検　　務 情報システム
監察指導部	監　察　指

査　課 　課 管理室 導　課

に改める。

別表第６監察室の項を削り、同表監査課及び監査室の項の次に次のように加える。

監察指導課	１　検察庁における予算の執行、職員の服務及び倫理についての監察並びにこれに基づく指導に関すること。 ２　前号に掲げるところのほか、事務監査に関すること。 ３　組織運営に関する調査及びこれに基づく指導に関すること。 ４　前３号に関連すること。

別表第８の２を次のように改める。

別表第８の２（第16条の２関係）

地方検察庁	数
東京地方検察庁	1
横浜地方検察庁	1
さいたま地方検察庁	1
千葉地方検察庁	1
水戸地方検察庁	1
宇都宮地方検察庁	1
前橋地方検察庁	1
静岡地方検察庁	1
長野地方検察庁	1
大阪地方検察庁	1
京都地方検察庁	1
神戸地方検察庁	1
名古屋地方検察庁	1
津地方検察庁	1
岐阜地方検察庁	1
広島地方検察庁	1
岡山地方検察庁	1
福岡地方検察庁	1
熊本地方検察庁	1
仙台地方検察庁	1
福島地方検察庁	1
札幌地方検察庁	1
高松地方検察庁	1

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

告　示

○内閣府告示第四十五号

平成二十三年内閣府告示第十七号（内閣府において交付金の配分計画に関する事務を行う事業又は事務を定める政令の規定に基づき、地方公共団体による自主的な選択に基づいて実施される事業又は事務を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月六日　　内閣総理大臣　野田　佳彦